

案

令和6年 月 日

久御山町長 信貴 康孝 様

久御山町上下水道事業経営審議会

会長 西垣 泰幸

久御山町水道事業ビジョン及び経営戦略の改定について（答申）

令和4年10月6日付け4久事上第218号で諮問された「久御山町水道事業ビジョン及び経営戦略の改定」について、諮問から延べ8回の会議を開催し、各委員の知見や経験、専門性など幅広い視点から慎重に審議を重ねた結果、パブリックコメント制度における住民等の意見等も踏まえた別冊の「久御山町水道事業ビジョン（第2次）（案）」は妥当であると判断し、ここに答申いたします。



## 1 はじめに

久御山町の水道事業は、昭和43年4月に上水道の給水を開始して以来、給水人口の増加や生活水準の向上、経済発展などに伴う水需要の急増に対応して拡張事業を行い、住民生活と社会経済活動を支えてこられました。

しかしながら、近年の水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、人口減少に伴う水需要の減少や、施設の耐震化や老朽化対策による更新需要の増加など、様々な課題に対応していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、久御山町では、平成28年3月に「久御山町水道事業ビジョン」、平成31年3月に「久御山町水道事業経営戦略」を策定し、「きらめくまちをいつまでも支え続けるあんしん水道」を基本理念に、『強靱』『持続』『安全』の3つの目標を掲げ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めてこられました。

現在、社会情勢が大きく変化する中で、「久御山町水道事業ビジョン」は策定後8年が経過し、また、経営戦略については、総務省から3～5年ごとに改定することが求められていることから、このたび、本審議会では、久御山町長から諮問を受けた「久御山町水道事業ビジョン及び経営戦略の改定」について、提案された原案を基に慎重に審議を重ねました。

## 2 久御山町水道事業ビジョン（第2次）（案）について

### (1) 投資計画について

#### ア 重要給水施設配水管耐震化事業の完遂

久御山町では、平成26年度から重要給水施設配水管耐震化事業として、災害直後に優先して水の確保が必要となる広域避難場所や救急指定病院等への給水ルートを「重要給水施設配水管」と位置づけ、耐震化を進めてこられました。

今後も、強靱で安定した水道の実現のため、優先的に本事業を進め、重要給水施設配水管の耐震化をできる限り早期に完了する必要があると考えます。

#### イ 老朽管の計画的な更新

久御山町では、高度経済成長期に布設した管路が更新時期を迎えており、今後もそれ以降に布設した管路が順次更新対象となっていきます。

短期間に集中的に布設された管路を一度に更新することは財政的にも困難であるため、年度ごとの更新需要を平準化したうえで、計画的に順次更新を進めることが望ましいと考えます。

## ウ ダウンサイジングの検討

久御山町では、老朽化した水道施設の大規模更新が近い将来に必要となる一方で、人口減少や節水型機器の普及等に伴い水需要が減少しており、今後さらに施設規模が過大となっていく見込みです。

そのため、施設の休廃止などのダウンサイジングによる更新需要の削減を検討する必要があると考えます。

本審議会において、現状の施設を維持する場合と佐古浄水場の浄水施設（自己水）を廃止する場合、北浦配水場を廃止する場合及びその両方を廃止する場合を比較した結果、近い将来に大規模更新が必要な北浦配水場を廃止した場合に、より高い費用削減効果が認められました。

今後、水需要の動向も注視したうえで、北浦配水場の休廃止の検討を進めていく必要があると考えますが、その際には、休廃止に伴うリスクを整理し、併せてその対策を検討する必要があると考えます。

なお、浄水施設（自己水）の廃止については、平成 22～25 年度の耐震補強工事において施設の耐震化、機械・電気設備の大規模更新を行ったこと、また、廃止した場合、その自己水分の水量を京都府営水道から受水しなければならないことから、本ビジョンの計画期間における費用削減効果は限定的になったため、今後の大規模更新の時期等も踏まえ、長期的に検討する必要があるものと考えます。

## (2) 財政計画について

### ア 水道料金について

現在の料金水準を維持した場合、水需要の減少に伴う料金収入の減少や物価高騰等に伴う費用の増加の影響により、近い将来に資金ショートを起こす可能性が高くなっています。

水道事業を健全に運営するためには経常収支比率を 100%以上に保つ必要があり、そのためには今後の物価上昇等も考慮した適切な料金改定が必要と考えます。

### イ 企業債について

将来世代に大きな負担を残さないために、企業債の新規発行額を抑制する必要がある一方で、今後の管路の更新・耐震化には多額の資金が必要となります。

本審議会では、将来の企業債残高が過度に増加しない範囲で資金を確保できる水準となるよう、起債対象を限定したうえで、起債充当率も一定抑えることが望ましいと考えます。

### 3 付帯意見

#### (1) 利用者への周知・理解

水道事業を安定的・持続的に運営していくためには、水道事業に対する利用者の理解と協力が不可欠です。

そのため、ホームページや町広報紙、機関誌等、多様な情報発信ツールを積極的に活用し、分かりやすくきめ細かな広報活動を実施するとともに、日頃から利用者とのコミュニケーション促進を図り、「みんなで支える水道」の意識醸成に努められたい。

#### (2) 長期的なシミュレーションの状況

本ビジョンの検討にあたり併せて示された長期的なシミュレーションでは、不確実な要素が多いものの、経常収支比率 100%以上が保てるように 5 年ごとに料金水準を見直す場合、令和 42 年度には、供給単価が今の約 2 倍まで上昇し、また、企業債残高についても、令和 41 年度には 40 億円を超える見込みとなっており、久御山町水道事業の経営状況は、今後さらに厳しさを増すことが予測されます。

今後も、社会情勢や経営環境等の変化を踏まえながら、長期的な視点に立ち、適切な料金、企業債、投資のあり方について検討を続けるよう努められたい。

### 4 おわりに

水道事業の責務は、住民の共有財産である水道施設を適正に更新、維持管理し、将来世代に良好な資産を残すとともに、安全・安心な水道水を持続的・安定的に供給し続けることです。

今回策定の「久御山町水道事業ビジョン（第 2 次）（案）」は、長期的な視点に立ち、事業の進むべき方向性とその責務を全うするための具体的施策を示した、これからの久御山町水道事業の道しるべとなるものであります。

「久御山町水道事業ビジョン（第 2 次）（案）」の推進にあたっては、毎年度の進捗管理を通して情勢の変化を把握するとともに、定期的な見直しにより柔軟に対応し、より一層の経営効率化に努め、利用者のご理解とご協力を得ながら、積極的に計画内容の実現を図られるよう要望いたします。

## 久御山町上下水道事業経営審議会の審議経過

開催日		審議内容
令和4年度	第2回 令和4年 10月6日	(1) 諮問 (2) 水道事業ビジョン（第2次）について ア 水道事業ビジョンの策定にあたって イ 水道事業の概要 ウ これまでの主な取組 (3) 施設見学（佐古浄水場）
	第3回 令和4年 11月2日	(1) 令和4年度第2回会議の概要 (2) 水道事業ビジョン（第2次）について ア 現状と課題 イ 将来の事業環境
	第4回 令和5年 2月1日	(1) 令和4年度第3回会議の概要 (2) 水道事業ビジョン（第2次）について ア 将来の事業環境 イ 投資・財政計画（収支計画）
	第5回 令和5年 3月30日	(1) 令和3年度久御山町水道事業会計決算の報告について (2) 令和3年度久御山町水道事業経営戦略の事後検証について (3) 令和3年度久御山町下水道事業会計決算の報告について
	第1回 令和5年 5月19日	(1) 令和4年度第4回会議の概要 (2) 水道事業ビジョン（第2次）について ア 投資・財政計画（収支計画）
令和5年度	第2回 令和5年 8月9日	(1) 水道事業ビジョン（第2次）について ア 将来の事業環境 イ これからの水道事業 ウ 具体的施策 エ 投資・財政計画（収支計画） オ ビジョンの実現に向けて
	第3回 令和5年 10月10日	(1) 久御山町水道事業ビジョン（第2次）（案）について (2) 答申（案）について (3) パブリックコメントの実施について
	パブリックコメントの実施（令和5年11月1日～11月30日）	
	第4回 令和6年 1月19日	(1) パブリックコメントの結果報告について (2) 久御山町水道事業ビジョン（第2次）（案）の修正について (3) 答申（案）の修正について

## 久御山町上下水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	職名 (団体名)
学識経験者 第1号委員	会 長 にしがき やすゆき 西垣 泰幸	龍谷大学経済学部教授
	副会長 いとう さだひこ 伊藤 禎彦	京都大学教授 大学院工学研究科都市環境工学専攻
	まつわか えりこ 松若 恵理子	公認会計士
上下水道事業有識者 第2号委員	そわ よしひろ 曾和 良広	京都府建設交通部公営企業管理監兼 副部長
住民公募 第3号委員	みずの むつの 水野 睦乃	住民委員
	てらい みき 寺井 美紀	住民委員
その他 第4号委員	くぼ た けんじ 久保田 健司	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 京都工場 メンテナンス課 課長
	おびなた のりゆき 大日方 則如	京都機械工具株式会社 ものづくり技術本部 生産技術部 生産技術課 設備技術係 係長

※久御山町上下水道事業経営審議会条例第3条第2項に定める第1号委員から第4号委員の順